

高等学校等就学支援金について不認定通知を受け取った保護者の皆様へ

申請期限：7月15日

- ①「高等学校等就学支援金」及び
- ②「高校生等臨時支援金（※裏面参照）」の認定申請をお願いします。

今回、高等学校等就学支援金の不認定通知（4月～6月分）をお渡ししましたが、当該期間の授業料については、高校生等臨時支援金から授業料が支給される予定です。

7月以降も含め、授業料無償化の適用を受けるためには、令和6年の所得に基づく①高等学校等就学支援金の認定申請と②高校生等臨時支援金の認定申請の**両方**が必要です。

高等学校等就学支援金の判定結果が

- 所得要件を満たし認定になった場合、高等学校等就学支援金から支給
- 所得制限以上となり不認定となった場合、高校生等臨時支援金から支給

全員の方が申請画面において、高校生等臨時支援金の申請もお願いいたします。

（高等学校等就学支援金の手続き完了後の画面に、高校生等臨時支援金のボタンが表示されます。詳しくは別添マニュアルをご確認ください。）

申請方法と提出物について

- 原則として、スマートフォン等を使った e-Shien によるオンライン手続きになります。
 - 申請には保護者（親権者等）全員の令和7年度課税証明書が必要です。収入がない方（専業主婦等）も含め、全員分をご用意ください。別添案内をお持ちの上、お住まいの市町村役場で取得してください。
 - 課税証明書は別添封筒に入れ、7月18日(金)までにホームルーム担任へご提出ください。
- ※お住まいの市町村によってはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで課税証明書を取得することができます。

成年（18歳）に達している場合について

7月1日時点において、生徒が成年（18歳）に達している場合には、収入状況確認区分において「主たる生計維持者1名分の収入状況」を選択してください。（マニュアル新規申請編 P11 参照）

ご質問等お問い合わせ先について

- e-Shien による申請方法や提出方法について

甲府工業高校 事務室 Tel：055-252-4896

※公立高校の就学支援金制度については、山梨県教育庁高校教育課へお問い合わせください。（Tel：055-223-1769）

(※) 臨時支援金について (令和7年度限り)

この制度は、所得制限（世帯年収目安約 910 万円以上※※）により高等学校等就学支援金を受給していない生徒を対象に、高校生等臨時支援金を支給し、高校の授業料が実質無償化される制度です。

※※ 世帯年収の目安は、文部科学省の試算によるものです。給与収入のみの4人世帯（両親のうち、どちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子供がいる世帯）をモデルとしています。